

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、大船渡港港湾計画の概要を次のとおり公示する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 港湾計画の概要

### (1) 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

#### 道路

臨港道路永浜・山口幹線 2 号線（既定計画の変更計画）

起点 永浜・山口地区公共埠頭

終点 主要地方道大船渡綾里三陸線 2 車線

既定計画

臨港道路永浜・山口幹線 2 号線

起点 永浜・山口地区公共埠頭

終点 主要地方道大船渡綾里三陸線 2 車線

### (2) 小型船だまり計画

小型船だまりにおける既存港湾施設の機能集約を図るため、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

#### 永浜・山口地区

永浜・山口地区(1)船だまり

防波堤 延長 265 メートル（既定計画）

物揚場 水深 4 メートル 延長 185 メートル（工事中）（既設）

船揚場 延長 50 メートル（既定計画の変更計画）

泊地 水深 4 メートル 面積 1 ヘクタール（既定計画）

埠頭用地 1 ヘクタール（工事中）（既設）

既定計画

防波堤 延長 265 メートル

物揚場 水深 4 メートル 延長 185 メートル

船揚場 延長 65 メートル

泊地 水深 4 メートル 面積 1 ヘクタール

埠頭用地 1 ヘクタール

## 2 港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部